

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 福島県双葉郡広野町大字夕筋字永沢67番地
氏名 株式会社南双クリーン産業
代表取締役 橋本 明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県相双地方振興局長 関根 昌典



許可の年月日
許可の有効年月日

令和5年9月7日
令和9年1月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず
⑧木くず ⑨繊維くず ⑩金属くず ⑪ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ⑫がれき類 ⑬ばいじん
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、
自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成4年1月27日

更新許可年月日 平成9年1月27日

更新許可年月日 平成14年1月27日

更新許可年月日 平成19年1月29日

変更許可年月日 平成24年1月4日

（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの追加）

更新許可年月日 平成24年3月21日

更新許可年月日 平成29年3月6日

変更許可年月日 令和2年3月30日

（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの追加）

更新許可年月日 令和4年2月28日

（有効期間 令和4年1月27日～令和9年1月26日）

変更許可年月日 令和5年9月7日

（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無